

京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議設置要綱改正案（新旧対照表）

現行	改正案
<p style="text-align: center;">京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議設置要綱</p> <p>(設置) 第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項に規定する市町村行動計画の策定及び変更に関し、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者及び関係者から意見を聴取するため、京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「会議」という。）を<u>設置</u>する。</p> <p>(組織) 第2条 会議は、20名以内の委員をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が<u>委嘱</u>する。 (1) 学識経験者 (2) 保健、医療、福祉の関係者 (3) 経済、観光の関係者 (4) その他市長が適当と認める者 (委員の任期) 第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (座長) 第4条 会議に座長を置く。 2 座長は、<u>委員の互選</u>により定める。</p>	<p style="text-align: center;">京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議開催要綱</p> <p>(開催) 第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項に規定する市町村行動計画の策定及び変更に関し、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者及び関係者から意見を聴取するため、京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「会議」という。）を<u>開催</u>する。</p> <p>(組織) 第2条 会議は、20名以内の委員をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が<u>就任を依頼</u>する。 (1) 学識経験者 (2) 保健、医療、福祉の関係者 (3) 経済、観光の関係者 (4) その他市長が適当と認める者 (委員の任期) 第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (座長) 第4条 会議に座長を置く。 2 座長は、<u>市長が指名</u>する。</p>

- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- (招集及び議事)

第5条 会議は、座長が招集する。ただし、最初開催される会議は、市長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- (庶務)

第6条 会議の庶務は、行財政局防災危機管理室及び保健福祉局保健衛生推進室保健医療課が共同して行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- (招集及び議事)

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- (削除)
- 3 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- (庶務)

第6条 会議の庶務は、行財政局防災危機管理室及び保健福祉局保健衛生推進室保健医療課が共同して行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

この要綱は、平成25年9月 日から施行する。